

60歳に達した職員の退職手当

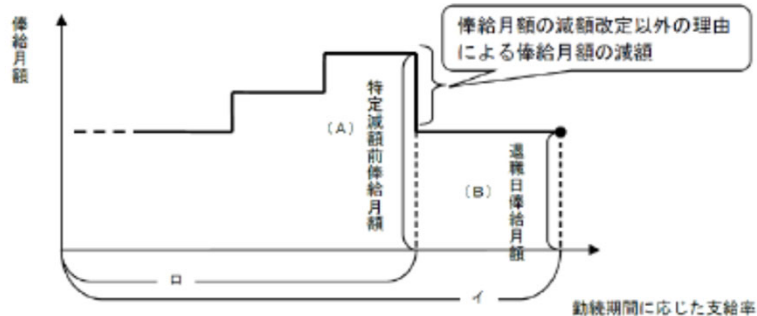
・定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、60歳(用務員にあっては63歳)に達した日以後に、非違によることなく退職した者(勤続11年以上)の退職手当の基本額は、「定年退職」として算定されます。

・なお、60歳(用務員にあっては63歳)に達した日後の最初の4月1日から7割水準の基本給月額となる場合も、管理監督職勤務上限年齢による降任等により基本給月額が減額される場合も、「ピーク時特例」が適用されます。

「ピーク時特例」が適用される場合の基本額の計算方法

退職手当の基本額

$$\begin{aligned} &= \text{特定減額前俸給月額 (A)} \times \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率 (ロ)} \times \text{調整率} \\ &+ \text{退職日俸給月額 (B)} \times (\text{退職日までの勤続期間に応じた支給率 (イ)} \\ &\quad - \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率 (ロ)}) \times \text{調整率} \end{aligned}$$



◆特定日以後の基本給月額が7割水準の職員

「特定減額前基本給月額」は、特定日前の最も高かった基本給月額

「退職日基本給月額」は、退職日の基本給月額（7割水準の基本給月額（※））

（※）管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた職員については「差額」を含みます。

(参考) 早期退職募集制度における基本給月額の割増しについて
当分の間、現行定年制度下で対象とされる年齢と割増率を維持。
(60(※)～64歳までの者が応募認定退職する場合は、基本給月額は割増しされません。)

(※)用務員は63歳。

なお、教員については、これまでどおり64歳まで割増しされます。